

新	旧
<p style="text-align: center;">雪害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。 なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行う。 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 雪害に強い県づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。 (2) 実施計画 	<p style="text-align: center;">雪害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>基本方針 豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。 なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。</p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行う。 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 雪害に強い県づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。 (2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い市町村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

- 県内の冬期道路交通を確保するため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。
- 県、市町村及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市町村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。(建設部)
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。(建設部)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、排雪場所の設定その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。(建設部)
- (イ) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備する。(建設部、警察本部)
- (ウ) 豪雪時に県と市町村が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (エ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)
- (オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備をする。(建設部)
- (カ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。(建設部)

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い市町村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

- 県内の冬期道路交通を確保するため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。
- 県、市町村及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市町村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。(建設部)
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市町村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。(建設部)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、排雪場所の設定その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。(建設部)
- (イ) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備する。(建設部、警察本部)
- (エ) 豪雪時に県と市町村が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (オ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)
- (カ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備をする。(建設部)
- (キ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。(建設部)

(キ) 有料道路における交通確保(道路公社)
除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。
(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。(地方整備局)
なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。
(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)
(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)
(カ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

(キ) 有料道路における交通確保(道路公社)
除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。
(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。(地方整備局)
なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。
(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)
(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)
(カ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

- ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成及び維持を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険箇所の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守るため、雪崩防止柵の設置等、雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地帯における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 中部電力株式会社が実施する計画

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化

- ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成及び維持を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険箇所の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守るため、雪崩防止柵の設置等、雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地帯における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 中部電力株式会社が実施する計画

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化

- d 冠雪対策装柱の採用
 - e 雪害対策支線ガードの採用
 - f 支障木の伐採
- イ 東北電力株式会社が実施する計画
- (ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施するものとする。
- (イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施するものとする。

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。(産業労働部)
- (イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置をとるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)
- (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。
- 特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。
- 排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話㈱長野支店)

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

- d 冠雪対策装柱の採用
 - e 雪害対策支線ガードの採用
 - f 支障木の伐採
- イ 東北電力株式会社が実施する計画
- (ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施するものとする。
- (イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施するものとする。

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。(産業労働部)
- (イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置をとるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)
- (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。
- 特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。
- 排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話㈱長野支店)

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) へき地診療所整備事業の実施(健康福祉部)
- (イ) 患者輸送車整備事業の実施(健康福祉部)

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。(農政部)
- (イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。(農政部)
- (ウ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)
- (エ) 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導する。(林政部)
- (オ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。(林務部)

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、克雪住宅等の普及推進を指導する。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。
- (ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) へき地診療所整備事業の実施(健康福祉部)
- (イ) 患者輸送車整備事業の実施(健康福祉部)

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。(農政部)
- (イ) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。(農政部)
- (ウ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)
- ~~(エ)~~ 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。(林務部)

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、~~住宅マスタープランの策定による~~克雪住宅等の普及推進を指導する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利

- 建築物の安全性の確保に努めるものとする。
 (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
 (ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体¹の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

- (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。
- a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
 - b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
 - c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
 - d 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。
 - e 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。
- (イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編制の認可等を行う。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

- (ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。
- (イ) 県が実施する対策に準じて、市町村の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止

- 用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
 (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体¹の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

- (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。
- a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
 - b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
 - c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
 - d 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。
 - e 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。
- (イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編制の認可等を行う。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

- (ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。
- (イ) 県が実施する対策に準じて、市町村の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止

のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

ウ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（警察本部）

警備措置

平常時の措置

危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

14 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部）

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除

のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

ウ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（警察本部）

警備措置

平常時の措置

危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

14 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部・健康福祉部）

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除

雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。

イ【市町村が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。

イ【市町村が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

新

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な活動

避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

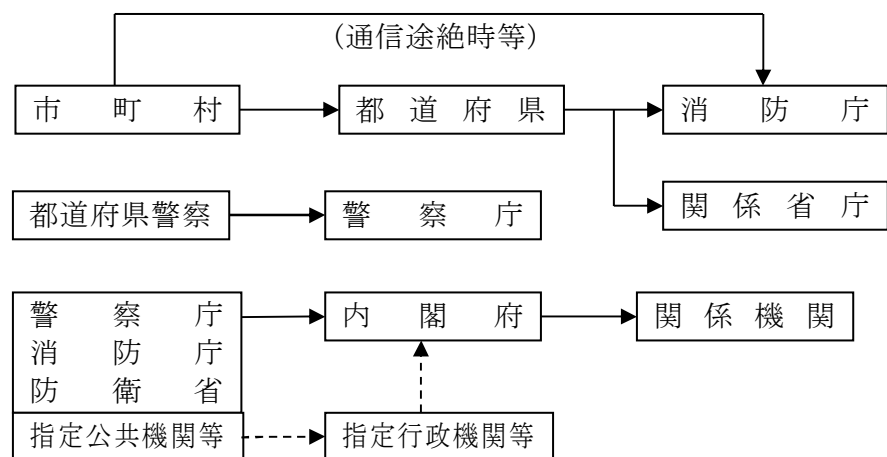
イ【市町村が実施する対策】

(ア) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。

(イ) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



大規模な場合は、指定公共機関等の場合)

旧

第3節 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な活動

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

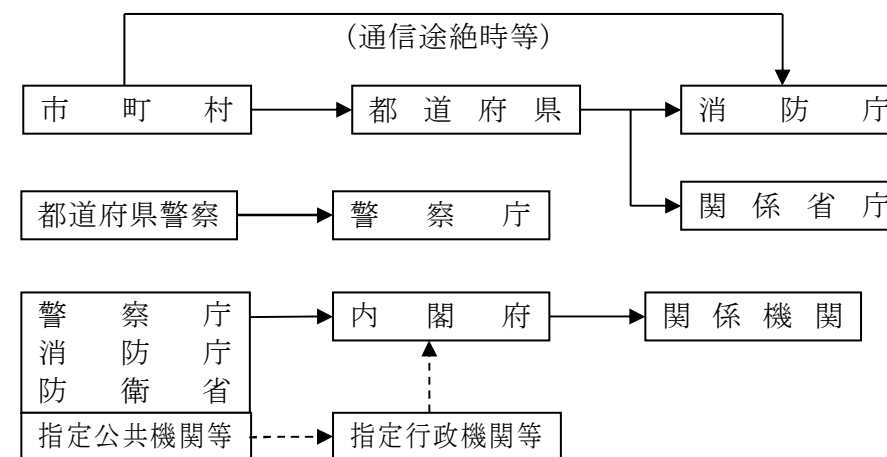
イ【市町村が実施する対策】

(ア) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。

(イ) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

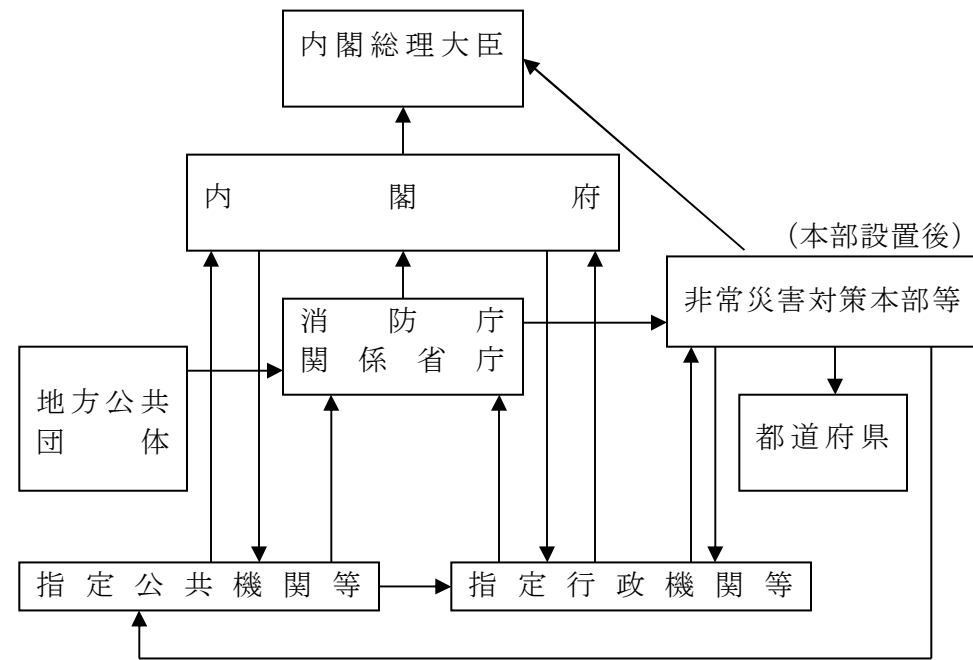
雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

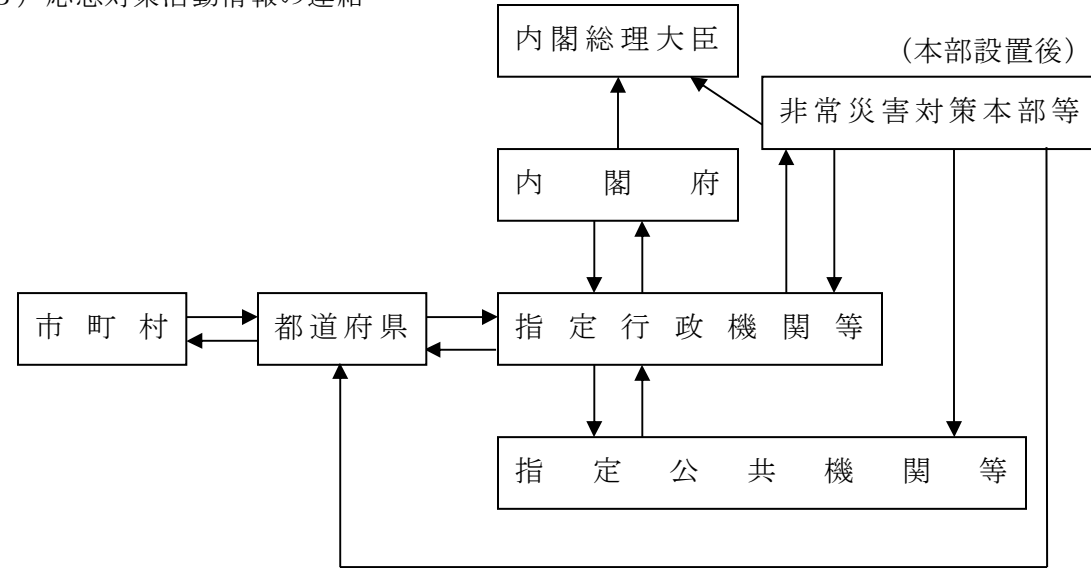


大規模な場合は、指定公共機関等の場合)

(2) 一般被害情報等の収集

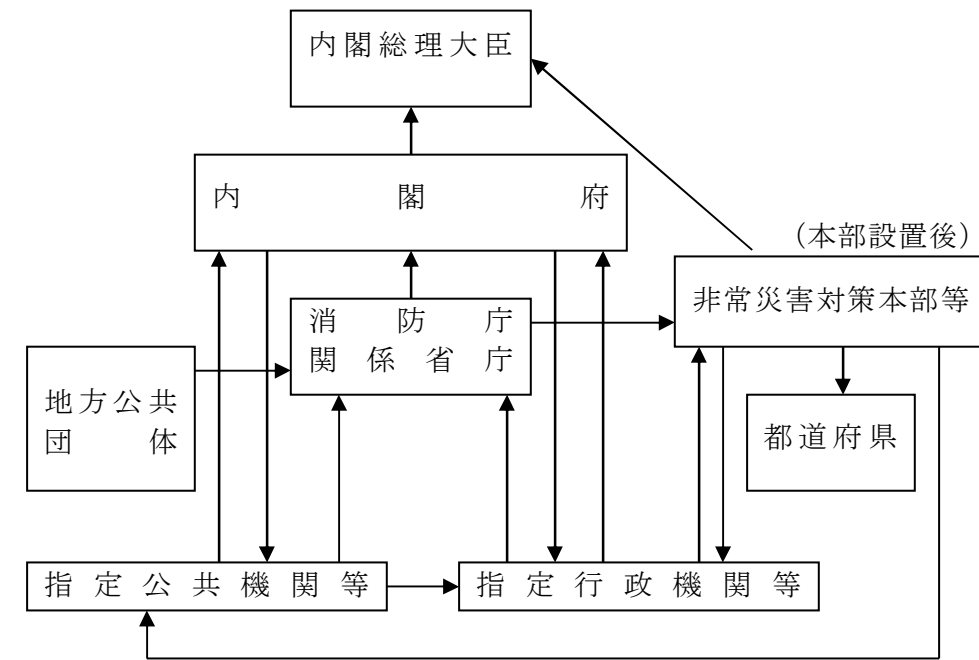


(3) 応急対策活動情報の連絡

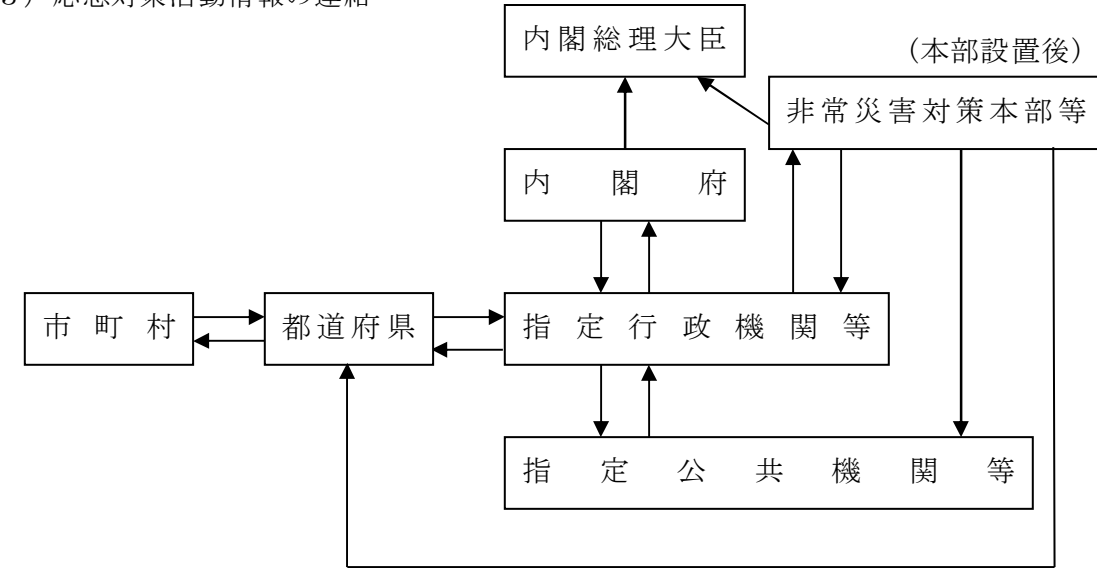


※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

新	旧
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>基本方針 航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>第1 基本方針 県・市町村及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県は国土交通省から得た情報を、関係市町村等へ連絡する。 2 県及び市町村は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。 3 県及び市町村は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(1) 基本方針 県は国土交通省等から得た災害発生情報について市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び東京航空局から長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行うものとする。(CAB)</p> <p>(イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行うものとする。(東京航空地方気象台松本空港分室)</p> <p>イ【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整える。(危機管理部、企画振興部、警察本部)</p> <p>(イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地域振興局を通じ市町村へ連絡を行う。(危機管理部)</p> <p>2 情報の収集及び報告</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p>基本方針 航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>第1 基本方針 県・市町村及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県は国土交通省から得た情報を、関係市町村等へ連絡する。 2 県及び市町村は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。 3 県及び市町村は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(1) 基本方針 県は国土交通省等から得た災害発生情報について市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び東京航空局から長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行うものとする。(CAB)</p> <p>(イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行うものとする。(東京航空地方気象台松本空港分室)</p> <p>イ【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整える。(危機管理部、企画振興部、警察本部)</p> <p>(イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地方事務所を通じ市町村へ連絡を行う。(危機管理部)</p> <p>2 情報の収集及び報告</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。</p>

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報系統の定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関（国土交通省、関係省庁）へ報告を行う。（危機管理部、企画振興部、警察本部）
- (イ) 航空機事故等の災害発生の際は、必要に応じてヘリコプターによる情報収集を行う。（危機管理部、警察本部）
- (ウ) 地域振興局は市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を速やかに、危機管理防災課へ報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡するものとする。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

県及び市町村は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

県は指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、市町村等へ提供する。（危機管理部、企画振興部、警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

市町村は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報系統の定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関（国土交通省、関係省庁）へ報告を行う。（危機管理部、企画振興部、警察本部）
- (イ) 航空機事故等の災害発生の際は、必要に応じてヘリコプターによる情報収集を行う。（危機管理部、警察本部）
- (ウ) 地方事務所は市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を速やかに、危機管理防災課へ報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方事務所へ連絡するものとする。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

県及び市町村は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

県は指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、市町村等へ提供する。（危機管理部、企画振興部、警察本部）

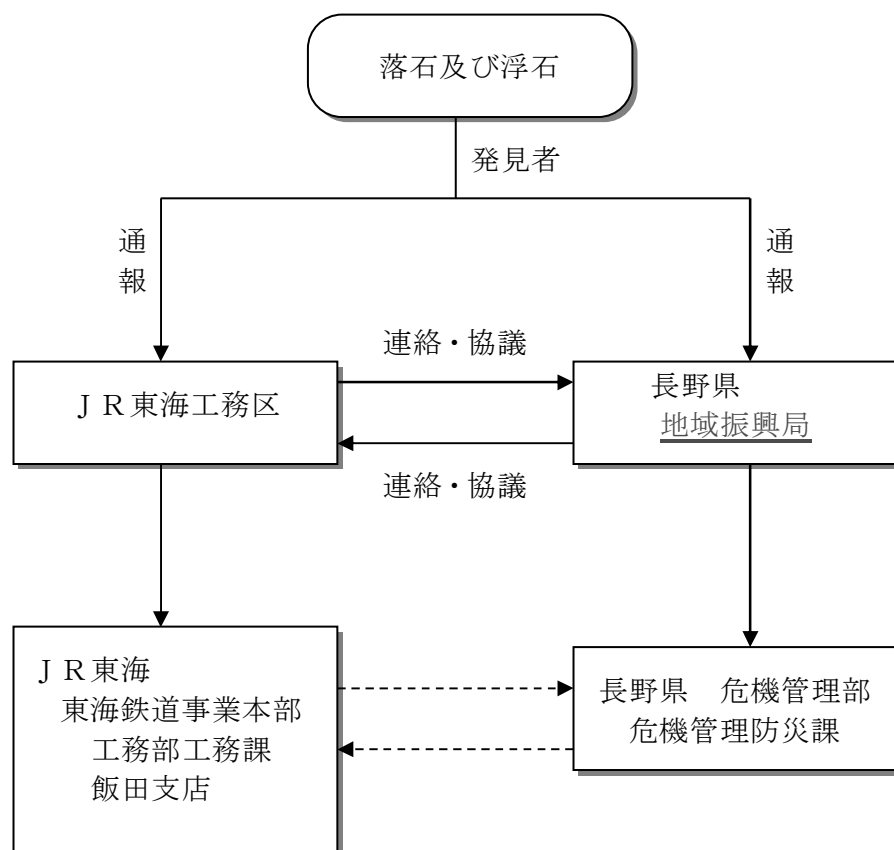
イ【市町村が実施する対策】

市町村は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡するものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第1 基本方針 被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。 また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。</p> <p>(2) 実施計画 【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】 県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。</p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】 県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。</p> <p>イ【鉄道事業者が実施する対策】 鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第1 基本方針 被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。 また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。</p> <p>(2) 実施計画 【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】 県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。</p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】 県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行うものとする。</p> <p>イ【鉄道事業者が実施する対策】 鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行うものとする。</p>

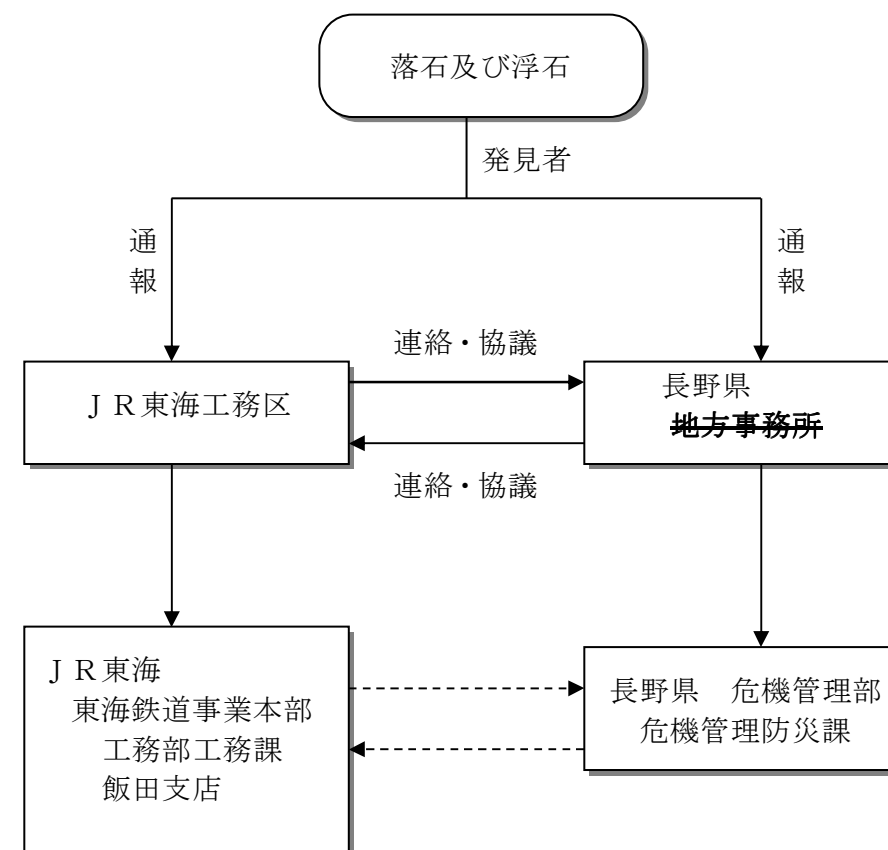
斜面災害対策連絡体制 [長野県]

落石が相互（道路管理者・鉄道事業者）に影響する場合



斜面災害対策連絡体制 [長野県]

落石が相互（道路管理者・鉄道事業者）に影響する場合



連絡先一覧

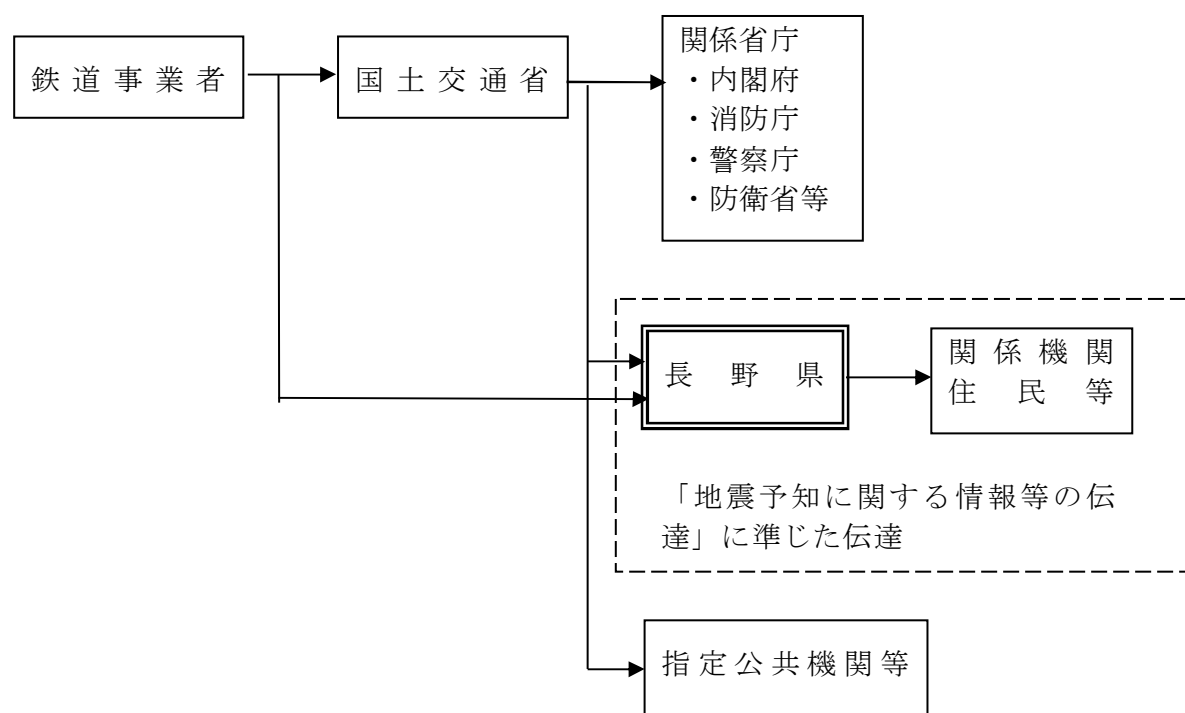
J R 東 海			長 野 県		
中 央 線	東海鉄道事業本部 工務部 工事課	TEL 052-564-2486 FAX 052-564-2486	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332	
	木曾福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m~304K100m)	TEL 0264-22-2231 FAX 0264-24-3028		木曾 <u>地域振興局</u> <u>総務管理課</u> (管轄地区：木曾郡)	TEL 0264-25-2213 FAX 0264-23-2583
	中津川工務区 (十二兼・坂下間 304K100m~317K650m)	TEL 0573-66-1311 FAX 0573-66-6749			
☆緊急時・夜間連絡先					
	J R 東海総合指令 所	TEL 052-564-2466 FAX 052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184	
			木曾 <u>地域振興局</u> (代表番号で衛視が 対応)	TEL 0264-24-2211	
飯 田 線	飯田支店	TEL 0265-22-7082 FAX 0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332	
	新城工務区 (小和田・中井侍 間 85K737m~85K900m)	TEL 0536-23-6300 FAX 0536-23-6392	<u>南信州地域振興局</u> <u>総務管理課</u> (管轄地区： 飯田市・下伊那 郡)	TEL 0265-53-0402 FAX 0265-53-0404	
	飯田工務区 (小和田・辰野間 85K900m~195K520m)	TEL 0265-22-1144 FAX 0265-22-5054	上伊那 <u>地域振興局</u> <u>総務管理課</u> (管轄地区：伊那 市・駒ヶ根市・上伊 那郡)	TEL 0265-76-6802 FAX 0265-76-6804	
☆緊急時・夜間連絡先					
	J R 東海総合指令 所	TEL 052-541-1263 FAX 052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184	
			上伊那 <u>地域振興局</u> (代表番号で衛視が 対応)	TEL 0265-78-2111	
			<u>南信州地域振興局</u> (代表番号で衛視が 対応)	TEL 0265-23-1111	

連絡先一覧

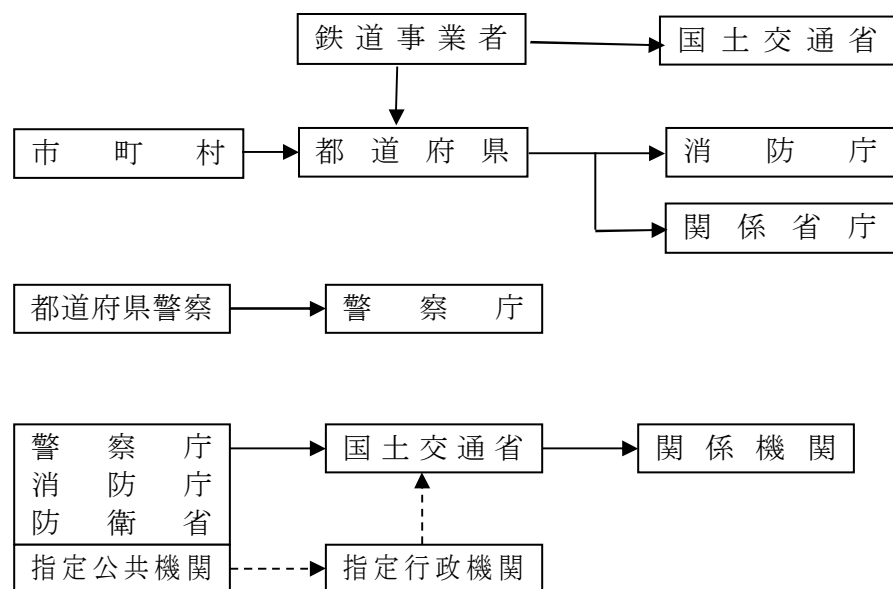
J R 東 海			長 野 県		
中 央 線	東海鉄道事業本部 工務部 工事課	TEL 052-564-2486 FAX 052-564-2486	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332	
	木曾福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m~304K100m)	TEL 0264-22-2231 FAX 0264-24-3028		木曾 <u>地方事務所</u> <u>地域政策課</u> (管轄地区：木曾郡)	TEL 0264-25-2213 FAX 0264-23-2583
	中津川工務区 (十二兼・坂下間 304K100m~317K650m)	TEL 0573-66-1311 FAX 0573-66-6749			
☆緊急時・夜間連絡先					
	J R 東海総合指令 所	TEL 052-564-2466 FAX 052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184	
			木曾 <u>地方事務所</u> (代表番号で衛視が 対応)	TEL 0264-24-2211	
飯 田 線	飯田支店	TEL 0265-22-7082 FAX 0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332	
	新城工務区 (小和田・中井侍 間 85K737m~85K900m)	TEL 0536-23-6300 FAX 0536-23-6392	<u>下伊那地方事務所</u> <u>地域政策課</u> (管轄地区： 飯田市・下伊那 郡)	TEL 0265-53-0402 FAX 0265-53-0404	
	飯田工務区 (小和田・辰野間 85K900m~195K520m)	TEL 0265-22-1144 FAX 0265-22-5054	上伊那 <u>地方事務所</u> <u>地域政策課</u> (管轄地区：伊那 市・駒ヶ根市・上伊 那郡)	TEL 0265-76-6802 FAX 0265-76-6804	
☆緊急時・夜間連絡先					
	J R 東海総合指令 所	TEL 052-541-1263 FAX 052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184	
			上伊那 <u>地方事務所</u> (代表番号で衛視が 対応)	TEL 0265-78-2111	
			<u>下伊那地方事務所</u> (代表番号で衛視が 対応)	TEL 0265-23-1111	

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡



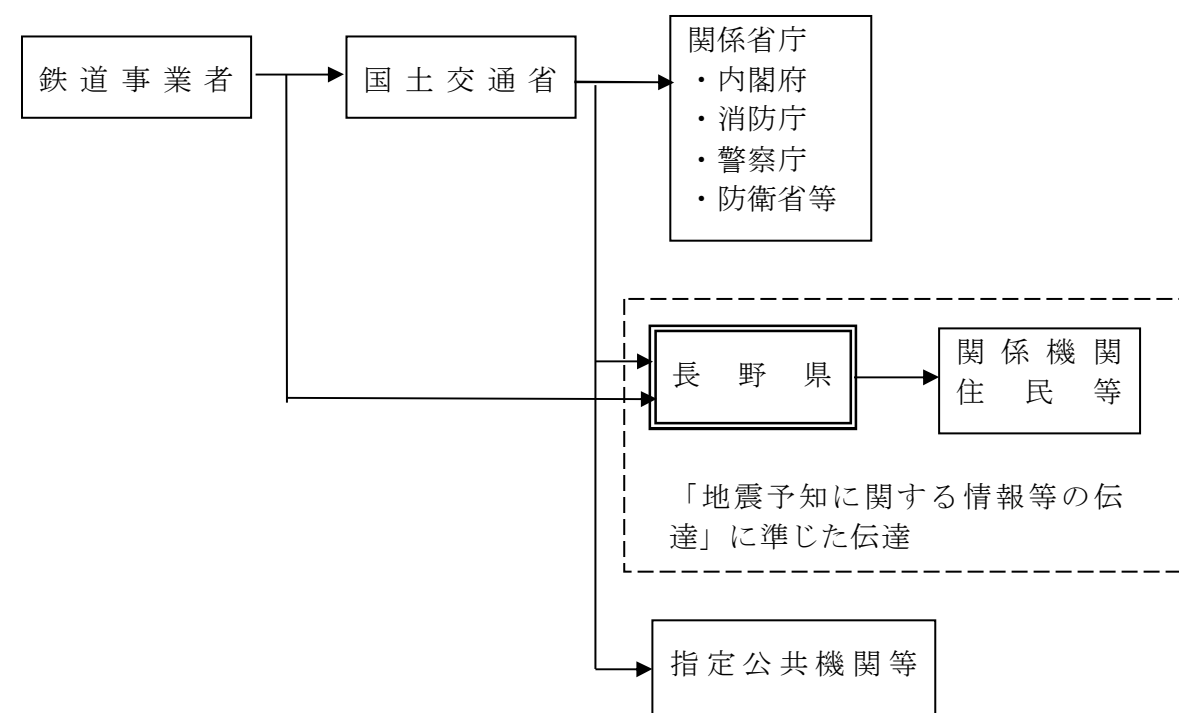
(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



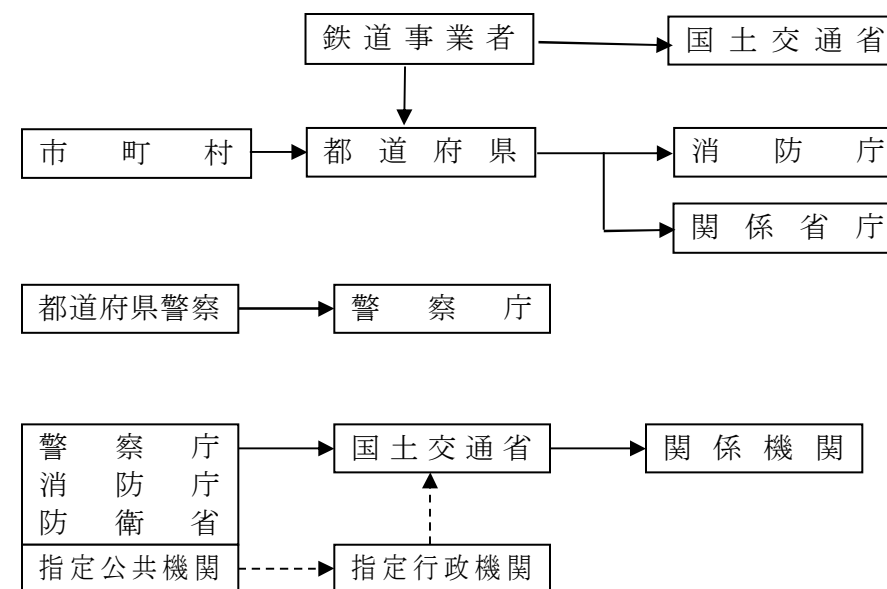
大規模な場合
(-----> は、指定公共機関の場合)

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

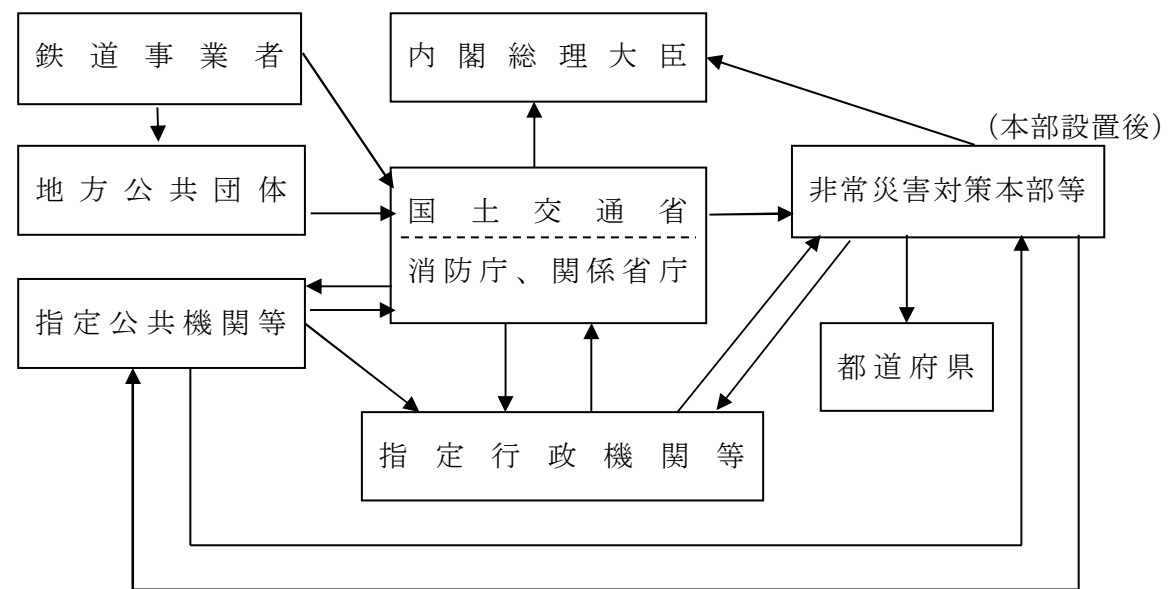


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

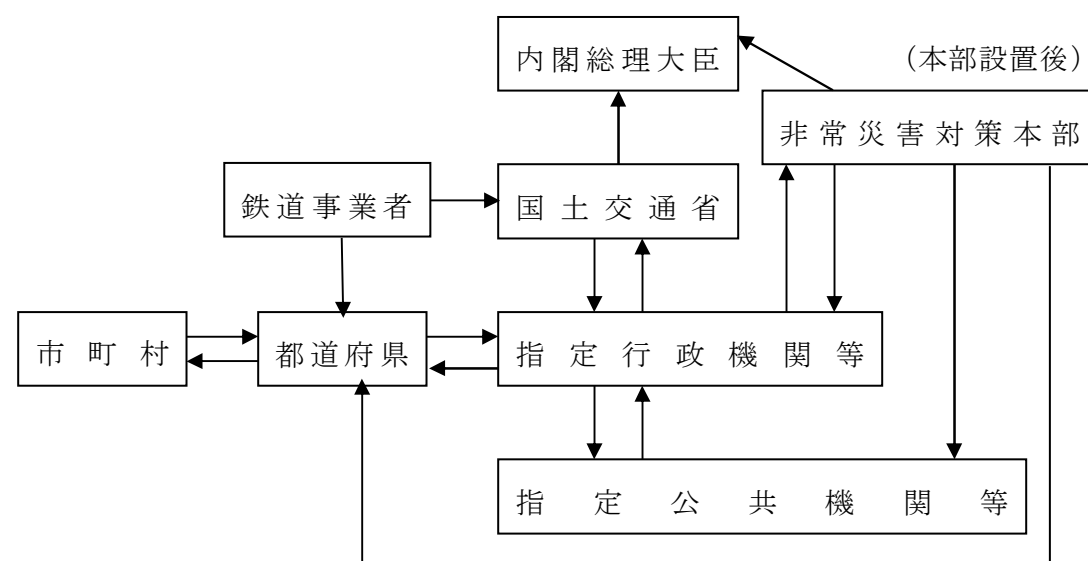


大規模な場合
(-----> は、指定公共機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

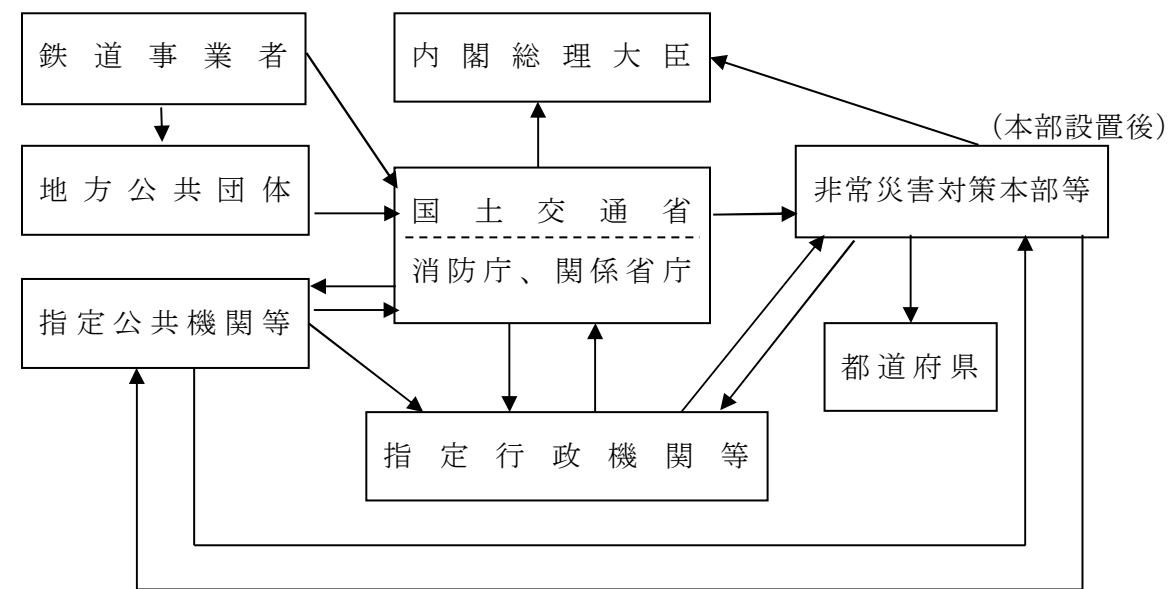


(4) 応急対策活動情報の連絡

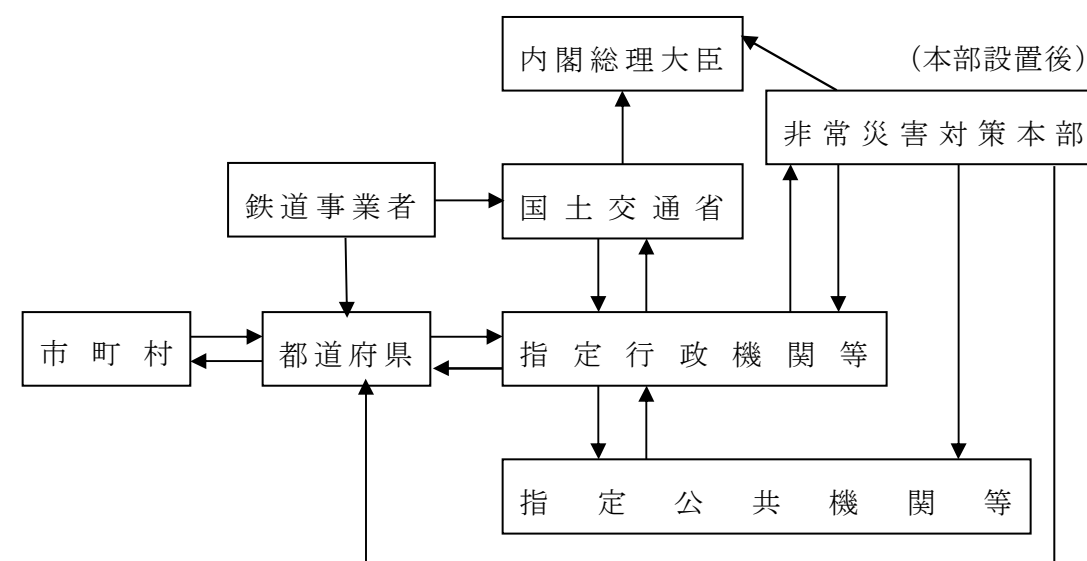


※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。